

糸魚川市公共交通抗ウイルス加工実施支援補助金

市内の公共交通事業者が実施する抗ウイルス加工について支援するため、下記のとおり、「糸魚川市公共交通抗ウイルス加工実施支援補助金」を新設し、公共交通の安心安全な利用ができるよう支援します。

対象者	糸魚川市内に事業所を置く以下の事業者 ・路線バス、コミュニティバス、貸切バス事業者 ・タクシー事業者または福祉タクシー事業者 (道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業、 ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業 ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う事業者)
対象経費	補助対象者が所有する車両(旅客を運送している車両に限る。)に対し、車両内に長期間抗ウイルス効果※のある加工を実施するために要する経費。 ただし、令和3年3月31までに加工が完了していること ※1年以上の効果継続が期待できる手法とし、抗ウイルス加工を実施した旨の表示を行うこと。
補助額	対象経費の全額(他の補助制度を利用している場合はその金額を差し引いた額) ※1車両1回限り 税抜き 車両定員 20人以上 上限 100,000円/台 10人以上~20人未満 上限 70,000円/台 10人未満 上限 30,000円/台
提出書類	・糸魚川市公共交通抗ウイルス加工実施支援補助金 交付申請書 ・その他必要な書類
申請期間	令和3年3月1日(月曜日)まで
申請方法	新型コロナウイルス感染症予防の観点から、窓口での申請手続による「密集」「密接」を防ぐため、 <u>申請書類は郵送で提出してください。</u> 提出先 〒941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5 糸魚川市建設課計画交通係 行き ※封筒表に「補助金申請書 在中」と記載してください。
支払方法	令和3年3月31日までに加工を完了させ、実績報告書を提出。 書類内容確認でき次第、お支払いさせていただきます。
問合せ先	糸魚川市 産業部建設課 計画交通係 電話：025-552-1511(代表) 電子メール：keikaku@city.itoigawa.lg.jp